

督促手数料を廃止します

鏡野町の条例改正により、平成31年4月1日から町税及び料金等の督促手数料(100円)が廃止になります。

ただし、平成31年3月31日以前に発生した督促手数料は廃止の対象になりません。

区 分		お問い合わせ先
町税	町県民税 法人町民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	住民税務課 電話 54-2985
	介護保険料 後期高齢者医療保険料	保健福祉課 電話 54-2986
料金等	下水道使用料 下水道受益者負担金	上下水道課 電話 54-0001
	有線テレビ利用料	くらし安全課 電話 54-2780

軽自動車の登録変更(廃車など)の 手続きをお忘れなく!

軽自動車税の納税義務者は、4月1日現在で車両を所有している方です。車両の解体や譲渡をしても、廃車、名義変更などの登録変更の手続きを行わないと、翌年度以降も引き続き課税されます。

また、県外で廃車、住所変更、名義変更などの登録変更をしたときは、鏡野町での翌年度以降の課税を止めるための税申告(税止め手続き)が必要です。

該当の方は、3月31日までに変更手続きを行ってください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



車 種	手続きの窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕機含む)	鏡野町住民税務課 税務係 鏡野町竹田660	(0868) 54-2985 午前8時30分～午後5時15分
軽二輪(126cc～250cc) 二輪小型自動車(251cc以上)	中国運輸局 岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5	(050) 5540-2072 午前8時45分～11時45分、午後1時～4時
軽自動車(乗用・貨物)	軽自動車検査協会 岡山事務局 岡山市北区久米177-3	(050) 3816-3084 午前8時45分～11時45分、午後1時～4時

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 税務係 担当: 池田
電話(0868) 54-2985(直通) FAX(0868) 54-3940(直通)